

男女の賃金の差異に関する情報公表

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	84.8%
うち正規雇用労働者	82.4%
うち非正規雇用労働者	153.2%

対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

正規雇用労働者：専任教育職員ならびに専任事務職員にて算出

非正規雇用労働者：専任教育職員ならびに専任事務職員以外の職員にて算出